

文 政 第 9 2 2 号
平成 1 6 年 7 月 2 9 日

那覇防衛施設局長
西 正 典 殿

沖縄県知事
稲 嶺 惠 一

米軍泡瀬ゴルフ場移設事業（仮称）に係る環境影響評価書
に対する知事意見について

平成16年6月14日付け施那第2262号(ACP)にて送付のあったみだしの評価書については、当該事業に係る準備書に対する知事意見を勘案して修正し、または予測及び評価をやり直して作成されているが、その内容に不十分な箇所があることから、沖縄県環境影響評価条例第22条第1項の規定に基づき、別添のとおり評価書について環境保全の見地から意見を述べるので、これらの事項を勘案して評価書の記載事項に検討を加え、所要の補正を行うこと。

米軍泡瀬ゴルフ場移設事業(仮称)環境影響評価書に対する知事意見について

【総体的事項】

- 1 予測の前提としている保全措置と、予測結果に基づいて行う保全措置とを明確に区分した上で、予測・評価について再度とりまとめること。
- 2 追加調査で行った「地下水位の変動解析」については、用いたシミュレーションモデルの妥当性、及び予測の不確実性も含めて、同変動解析における調査結果の詳細な検証経緯について明らかにすること。その上で変動解析結果に基づいて予測・評価を行った項目については不確実性を考慮して再度まとめること。同様に、環境保全措置や事後調査の実施についても不確実性を考慮すること。
- 3 供用時において散布する農薬については可能な限り、農薬取締法に基づいて安全性評価がなされ、かつ魚毒性の低い農薬とすること。また、減農薬化を目的とした害虫や病気に強い芝種の使用についても検討すること。
- 4 追加調査を実施した使用予定機械の周波数および振動レベルの調査結果について明らかにすること。

【地形・地質】

- 5 地形・地質に与える影響について、当該事業実施区域が沖縄島の北部と南部の特徴を併せ持つ特異な地域であることを考慮し、また、改変区域毎のより詳細な改変面積、切り土部分の深さ等を明らかにした上で、予測・評価を再度行うこと。また、その際は、当該地域における海成段丘の起源についても考慮すること。

【自然環境関係】

- 6 動植物について
 - (1) 現存植生における常緑広葉樹林については、地形・地質同様に当該事業実施区域が沖縄島の北部と南部の特徴を併せ持つ特異な地域であることを考慮した上で、群落のとりまとめをより詳細に行うこと。
 - (2) 貴重な植物種の移植については、移植適地だけではなく、具体的な移植方法についても、詳細に検討するとともに、その検討結果について記載すること。
 - (3) コウトウシランを本調査において帰化種として扱った理由を詳細に記すこと。
 - (4) 繁殖の可能性があるとした鳥類については、施工前において調査を実施し生息状況や繁殖状況を把握して、必要に応じて保全措置の実施について検討すること。
- 7 生態系について
 - (1) 生態系の基盤環境の改変程度については、地下水位との関係だけではなく、地下水系との関係についても、より詳細に記述すること。
 - (2) 生態系への工事中における騒音・振動に伴う影響について、段階的施工や分割施工などの保全措置を実施する根拠となる予測・評価結果を明らかにすること。

【廃棄物】

- 8 パイプラインの撤去に際して発生する新たな工事について、その工事工程を明らかにする

とともに、同工事の実施により起きると考えられる影響についても予測評価を行い、その結果に応じた保全措置の実施を検討すること。

- 9 アスファルト・コンクリート塊や既存パイプラインの撤去に伴い生じる廃棄物について、リサイクル量を示すととも搬出量を示し、受け入れ先の残余容量や処理能力も示した上で、適正に処理できるかどうかを示すこと。

【事後調査】

- 1 0 事後調査の実施主体を明示すること。
- 1 1 地下水の調査項目について、農薬項目だけではなくヒ素についても実施することを検討すること。
- 1 2 動植物及び生態系に係る事後調査について
 - (1) 動植物の生息・生育状況に係る事後調査において考慮するとした農薬による影響について、考慮した結果、事後調査内容にどのように反映したのかを明らかにすること。なお、その際は、食物連鎖による生物濃縮の可能性についても検討すること。
 - (2) 動物及び生態系の事後調査については、調査項目種に対する騒音・振動による影響について、それらの種ごとに事後調査を行うことを検討すること。
 - (3) ワラジムシ等の土壌環境の指標種について事後調査を行うことを検討すること。

【保全措置】

- 1 3 メダカの生息箇所が管理用道路などのゴルフ場施設と近接しており、工事実施時だけでなく、供用時においても生息環境に与える影響が懸念されることから、メダカの生息環境保全のための措置について具体的に検討すること。また、生息環境の変化を見るための餌資源としての動植物プランクトンについての調査を行うことを検討すること。
- 1 4 施設等の供用時における環境保全措置や農薬散布等のゴルフ場施設の管理・運営について、事業者が関与することを検討すること。